

高齢者の経済活動と社会参画に求められる法的サポート

—高齢者が安心できる活力豊かな長寿社会を目指して—

日本CSR普及協会は、企業の社会的責任（CSR）の観点から、社会と企業の持続可能性を保障する健全な経営基盤を、企業が自主的に確立する取り組みを普及・啓発することを目的に、弁護士が中心となって2008年10月に設立されました。今年度第3回研修セミナーを「消費者」をテーマとして下記のとおり開催いたします。

日本は、65歳以上の人口が21%を超える「超高齢社会」に入っており、2030年には30%前後になると予想されています。高齢者の家計消費の割合は、市場全体で約5割に達すると推計されます。しかし、超高齢社会に備えた社会システムや生活環境は未整備です。例えば物の使用に関しては、製造物責任法、消費生活用製品安全法、消費者安全法等における「誤使用」という概念は、これから大きく変容する可能性があり、高齢者が使用することを意識した使用基準に見直される必要があります。

一方、日本の個人金融資産1千数百兆円の6割は60歳以上が保有しているとの推計があります(2007年度末)。

高齢者が、保護される立場に留まらず、安心して金融資産や不動産を活用するなどの経済活動を行い、また、社会的活動に参画できる活力ある長寿社会を確保することは、高齢者の長寿を寿ぎ、同時に、経済の活性化に必要な不可欠なことであります。国際社会から、高齢先進国日本の取り組みが注目されています。

東京大学の「ジェロントロジー（老年学）コンソーシアム」は、産業界及び社会が取り組むべき課題につき、「2030年に向けた産業界のロードマップ—高齢化課題を日本の飛躍に変える道程」を発表しております。

ところで、高齢者の経済活動という課題には、判断能力のグレイゾーンの問題や、相続人になることが推定される人との利害の対立など、難しい調整課題が数多くありますので、これまで形成されてきた高齢者保護のための原則に則りつつ、高齢者が安心して経済活動の主体となれるよう、環境の構築・整備を行い、かつ企業や弁護士が高齢者を支援することが必要です。

以上のとおり、超高齢社会に備えて、高齢者が安心して経済活動等を行うことができる法的なシステム環境や仕組みにはどのような課題があるかにつき報告をいたします。是非ともこの研修セミナーにご参加下さい。

2011年12月

日本CSR普及協会会長 平山正剛
(日本弁護士連合会 元会長)

- | | | |
|-------|---|---|
| 1 日時 | 2012年2月22日(水) | 午後2時から午後5時 |
| 2 場所 | 赤坂パークビル・6階会議室 | 東京都港区赤坂5-2-20
地下鉄千代田線・赤坂駅3分 銀座線・赤坂見附駅5分
(裏面の地図をご参照下さい。) |
| 3 内容 | 1) 報告「高齢者問題から消費者法の変容を考える」
中村忠史 弁護士 当協会CSR専門委員
2) 報告「高齢者の金融取引の留意点」
森原憲司 弁護士 当協会CSR専門委員
3) その他 ジェロントロジー、後見等の報告 当協会CSR専門委員 | |
| 4 主催 | 日本CSR普及協会 | 後援 日本弁護士連合会 |
| 5 参加費 | 5,000円(当日申し受けます) 会員弁護士・会員企業(2名迄)無料 | |

準備の都合上 2月15日(水)までにファクシミリにてご回答をお願い申し上げます。

----- 日本CSR普及協会 事務局 宛 (FAX:03-3592-0330) 切り取り不要 -----

第3回CSR研修セミナーに出席を申し込みます。

1 ①会員企業 ②会員弁護士(登録番号 _____) ③近畿支部会員弁護士(登録番号 _____) ④非会員

2 住所 〒 _____ (電話) _____
(e-mail) _____

3 氏名 _____ ご所属 _____ (企業名・部署名)

◎問い合わせ先 日本CSR普及協会 (電話03-3504-2551) <http://www.jcsr.jp>

ご提供いただいた個人情報は本セミナーに関する連絡以外には使用しません。